

議案第6号

沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則について

沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則を別紙のとおり定める。

平成18年3月15日

沖縄県教育委員会

## 沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会が行う県立学校に勤務する職員（以下「職員」という。）に係る教職員評価システム（以下「システム」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる職員の範囲)

第2条 システムは、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する職員を除き、すべての職員について実施する。

(実施期間)

第3条 システムの実施期間は、教育長が別に定める。

(評価の種類及び実施の時期)

第4条 職員の評価（以下「評価」という。）の種類は、定期評価及び特別評価とする。

2 定期評価は、第2条に規定する職員について、毎年3月1日を基準日として実施する。ただし、定期に評価することができない職員については、評価を随時行うことができる。

3 特別評価は、条件附採用期間中の職員及び教育長が指定する職員について、教育長が別に定める時期に実施する。

(評価者)

第5条 評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表中欄に掲げる1次評価者及び同表右欄に掲げる最終評価者が行う。

評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者
校長		教育長
教頭及び事務長		校長
教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、 実習助手及び寄宿舍指導員	教頭	
学校栄養職員、事務職員及び現業職員	事務長（事務長の配置がない場合にあつては、教頭）	

(実施方法)

第6条 職員は、教育長が定める日までに自己申告書を作成し、1次評価者（校長、教頭及び事務長にあつては、最終評価者）に申告するものとする。

2 1次評価者は、職員の職務遂行状況を観察し、自己申告書を基に面談及び指導助言を行い、その能力及び業績について評価し、最終評価者に対して意見具申を行う。

3 最終評価者は、職員の職務遂行状況を観察し、自己申告書を基に面談及び指導助言を行い、その能力及び業績について評価し、業績評価書を作成する。

(教育長の指導及び助言)

第7条 教育長は、評価の適正な実施を確保するため、校長に対し再評価の実施その他必要な指導及び助言を行うことができる。

(評価の効力)

第8条 業績評価書は、当該評価書に係る職員に対し、新たに業績評価書が作成されるまでの間、当該職員の評価を示すものとみなす。

(評価結果の開示)

第9条 職員の評価結果は、教育長の定めるところにより、職員本人に開示する。

(苦情の申出)

第10条 前条の規定により開示を受けた職員は、評価結果に苦情があるときは、教育長が別に定める方法により、苦情の申出をすることができる。

(書類の保管)

第11条 自己申告書及び業績評価書は、教育長が保管する。

(補則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

# 概要説明

教育庁県立学校教育課

## 1 制定を必要とする規則の名称

沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則

## 2 制定の経緯及び必要性

国では、平成13年度に公務員制度改革大綱が閣議決定され、その柱の1つとして新たな人事管理システムの確立があげられており、これに基づき新たな評価制度の導入が検討されている。

公立学校においても、教職員の評価を適正に実施することが学校全体の活性化につながるものであることから、県教育委員会では、「教職員評価システム」を平成16年度から試行しているところである。

平成18年度からの実施にあたり、その手続に関し必要な事項を教育委員会規則で定める必要がある。

## 3 規則案の概要

「教職員評価システム」は、校長のリーダーシップに基づいて、教職員の意欲、能力等を客観的・継続的に把握し、公正、公平、透明に評価を行うことにより、人材育成や能力開発につなげ、組織的に教職員のやる気を支援していく制度である。

また、この制度を導入することにより、幼児児童生徒の教育保障、教職員の資質向上、学校の活性化、説明責任の明確化等を目指すものである。

このため、制度の実施に関し必要な事項を規定する。

### (1) 対象職員

- ・ 沖縄県立学校に所属するすべての教職員

### (2) 評価方法

- ・ 被評価者による目標管理を基本とした自己申告制度及びこれを基に評価者が行う業績評価

### (3) 評価者

- ・ 教頭、事務長、一般教職員 ⇐ 校長
- ・ 校長 ⇐ 県教育委員会教育長

## 4 根拠法令等

- ・ 地方公務員法第40条第1項（昭和25年12月13日施行）

## 5 施行予定日

平成18年4月1日

## 根拠法令等の参照条文

### ○地方公務員法

(勤務成績の評定)

第四十条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告することができる。